

## 219. 博物館, 公民館……(昭和42~45年)

公民館は条例によるものであって県に報告された数である。

年 月 日	博 物 館		公 民 館			
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館
				中 央 館	地 区 館	
昭和 42. 7. 1	2	7	275	71	97	107
43. 7. 1	3	7	276	73	99	104
44. 7. 1	3	7	273	173		100
45. 7. 1	3	7	333	79	132	122

資 料 教育庁社会教育課, 文化課